

指摘事項及び指導事項の措置状況報告書

課名等 遠田消防署

監査実施期日：令和7年4月25日

1 / 1枚目

指摘事項及び指導事項	措置状況
1 契約関係 - 遠田消防署エアコン室外機等交換修繕について、着手届及び工程表の提出漏れがあったので、以後、適正に事務処理されたい。(R6) - 遠田ポンプ車錆修繕について、見積徴収伺いの起案書の施行月日と見積依頼の月日に整合性がなく、また、提出された見積書に日付の記載漏れや、請書の徴収報告の起案書に施行日の記載漏れがあった。以後、適正に事務処理されたい。(R6)	<発生原因> 契約事務規定等の内容について、認識不足があり提出漏れがありました。 <処理内容> 着手届出及び工程表を業者から受領し、補完しました。 <再発防止策> 契約事務手続きについて職員に周知しました。 以降適切な事務手続きを執行します。 <発生原因> 起案書の作成要領に関し認識不足があり不備が生じました。 <処理内容> 内容を確認し、補完、修正しました。 <再発防止策> 適切な文書作成について職員に周知しました。 以降適切な事務処理を執行します。

※ 措置状況は、指摘及び指導後早期に改善措置を講じ報告すること。